

おいらせ町特定空家等対策検討委員会設置要綱

平成 31 年 4 月 1 日

訓令第 9 号

(委員会の設置)

第 1 条 おいらせ町空家等対策計画に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 2 条第 2 項にいう特定空家等に関する対策を推進することを目的として、おいらせ町特定空家等対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定空家等の判断基準に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断及び認定に関すること。
- (3) 特定空家等への措置に関すること。
- (4) 特定空家等の対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他特定空家等の対策に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、別表に掲げるものにより構成する。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定めるものとし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じてその都度招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会は、その所掌事務を遂行するために、必要に応じ関係担当職員等に対し資料の提出、若しくは説明等を求めることができる。
- 4 委員長は必要と認めるときは、対策委員会へ構成員以外の者の参加を求めることができる。

(手続)

第 5 条 検討委員会における決定事項については、その都度、町長に報告し、重要事項については町長の認定により実施しなければならない。

(庶務)

第 6 条 検討委員会の庶務は、まちづくり防災課において行う。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会に関する必要事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

2 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第9条第2項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(別表)

委員	副町長
委員	まちづくり防災課長
委員	地域整備課長
委員	政策推進課長
委員	環境保健課長
委員	介護福祉課長
委員	税務課長

(別記様式)

(横 9.1 c m、縦 5.5 c m)

(表面)

立 入 調 査 員 証		第 号
所 属		(写真) (横 2.3 c m、 縦 2.8 c m)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定 に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行 (年 月 日まで有効)		
おいらせ町長		印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号) (抜粋)

第 9 条 (略)

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。